

# 第 19 回 鹿児島地区合併協議会

## 会 議 録

期日：平成 16 年 10 月 18 日（月）

場所：ウェルビューかごしま 2 階 潮騒の間

平成16年10月18日午前11時15分開会

## 開 会

○事務局（竹中） ただいまから、第19回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

それでは、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしている資料でございますが、第19回鹿児島地区合併協議会の「会議次第」、A4横の資料1「議案関係資料現況欄の修正等について」という表題の資料、同じくA4横の資料2「5町の公の施設の集計表」という表題の資料、A4縦の資料でございますが、資料3「一部事務組合等の状況」という表題の資料、A4横の資料4でございますが、「合併後に再編する」と等とした項目」という表題の資料、A4縦の資料5でございますが、「鹿児島地区合併協議会廃止議案に係る議案審議状況について」という表題の資料、同じくA4縦の資料6でございますが、「平成16年度歳入歳出決算見込書」という表題の資料、そして本日付の「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

おそろいでしょうか。

なお、本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

## 会長あいさつ

○事務局（竹中） それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長があいさつを申し上げます。

なお、会長には、あいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

○赤崎会長 皆様方こんにちは。

第19回鹿児島地区合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙の中をご出席賜りまして大変ありがとうございます。

さて、当鹿児島地区の合併協議につきましては、平成15年1月24日に合併協議会を設置いたしました。それ以来1年8カ月余り、1市5町がそれぞれの住民の方々の意を酌みながら、お互いに対等の立場で、また胸襟を開き、真摯な協議を重ねてまいりました。

また、協議会委員の皆様やそれぞれの議会、そして住民の方々のご尽力によりまして、

合併協議が順調に進められてまいりました。この機会に改めて心からの感謝を申し上げたいと存じます。

11月1日の合併施行まで残すところ2週間となりました。今月の1日からは、鹿児島市の4つの支所、そして5町の役場におきまして、合併施行をお知らせする懸垂幕の掲示を行い、そしてまた同時に鹿児島市役所におきましては合併施行までのカウントダウンを表示いたしているところでございます。日一日とカウントダウンが進むにつれまして、合併施行に向けた機運の一層の盛り上がりを感じているところでございますが、同時に、新生鹿児島市誕生に向けての熱い鼓動を感じているところでございます。

また、5町におかれましては、それぞれ閉町式を行っておられますが、伝統に輝くそれぞれの町の歴史に幕を閉じるということは感慨ひとしおのものがおありであろうと存じます。私どもはそのことに思いをいたしながら、これからの合併に向けての最後の詰めをしてまいりたいと存じます。残された時間を1市5町が今までと同じように力を合わせて、そういうことを進めてまいりたいと思えますし、またそうしなければならないと考えているところでございます。

そして、11月1日には、すべての住民の方々と喜びを分かち合い、祝福していただく中で新生鹿児島市の力強い一歩を踏み出してまいりたいと存じます。

本日は、よほどの事態がない限り最後の合併協議会になるであろうと存じますが、ぜひひとつ委員の皆様方におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。大変簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

## 報 告

### (1) 確認されている調整方針に基づいた事務事業の調整状況等について

「合併時までに決定する」とした項目のうち残されている項目の取扱いについて

○赤崎議長 それでは、お手元に差し上げてあります会議次第に従って進めてまいりたいと存じます。

早速でございますが、会議次第の3の報告に入ります。

「(1) 確認されている調整方針に基づいた事務事業の調整状況等について」を議題と

いたします。

まず、その中の 「合併時まで決定する」とした項目のうち残されている項目の取扱いについて、事務局の方からご説明申し上げます。

○柿元事務局次長 「合併時まで決定する」とした項目のうち残されている項目の取扱いについてご説明いたします。

「合併時まで決定する」とした項目のうち残された項目は、敬老特別乗車証交付事業、すこやか入浴事業、友愛特別乗車証交付事業の精神障害者、身体障害者、知的障害者の関係の5項目がございます。

これらの項目につきましては、「現行の鹿児島市の制度を見直す。それを合併後の市に適用する」という調整方針でございまして、これまでの事務調整と異なり、合併協議会に報告する前に市議会に報告して手続きを進めていくこととなります。

現在、鹿児島市議会に見直し内容が告示してございます。新聞報道等に基づき概略報告させていただきますが、敬老パス・すこやか入浴事業に関して、「2005年11月1日をめどに利用者に3分の1の負担を求める新制度を導入する」とされております。

なお、このことにつきましては、鹿児島市議会の方で論議されることとなります。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方からご説明申し上げましたが、何かご意見なりご質問等はございませんでしょうか。

○多丸委員 ただいま事務局の方から説明がありましたが、敬老パス事業については、町民、特に対象者の方々は最も関心があり、期待している事業でもございます。

けさの新聞報道で17年11月から実施されるというような報道もございましたが、市の対象者については来年の10月までは現状のままでいくということも報道されておりました。

ここにつきまして、合併後の一体化あるいは平等性の観点から、5町にも適用すべきではないかというふうに考えますが、まずこの件についてお伺いいたします。

○追立委員 今回の議案で、きょうの新聞報道によると、敬老パス・入浴事業、来年11月1日になっている。この問題は喜入町としても議会をはじめ町民の理解は得られない、このように思っております。

市長がかねがね申されているのは、今回の合併は対等合併であるということをお申されて、私もそれを信じながらきょうを迎えました。この新聞報道を見るとやはり差別があるので

はないかと、やはりことしの11月1日から横並びでいくのが本来の筋じゃないかと、私は意見として申し上げたい。

○坂口委員 ただいま郡山町さん、喜入町さんが敬老パスについてそれぞれ意見を述べられましたが、私どもにつきましても委員会で深く議論する場はなかったのでありますけれども、この意見については同感であります。

常々会長さんの方でも、一日も早い新市一体化ということを考えているというような話でございましたし、そのような点を考えますと、たとえ1年間であろうと、やはりこのような実施の仕方というのには疑問があるのではないかと思いますので、その点についてお答えいただきたいと思います。以上です。

○福石委員 同じく敬老パスの件で質問いたします。今朝ほど南日本新聞報道等を見させていただきまして、鹿児島市の敬老パスの取扱いの方針等が掲載されていたわけですが、非常に期間が長いのではないかと、まずこのことが1点でございます。

そして、できれば、現在の市で実施されている敬老パスの取扱いを合併とともに5町にも実践すべきではないかということでもあります。私ども、けさほど議会で緊急特別委員会を開催いたしましたところ、全会一致でそのことは申し述べてくれと、こういうような意見でございました。

ただ、鹿児島市との合併は5町垣根を外しての市民となるわけでございますので、これは5町も同じ取扱いをしていただきたいというのが願いでございます。終わります。

○赤崎議長 もうよろしいですか。

それでは、どうぞ。

○松元鹿児島市福祉事務所長 担当をしております福祉事務所長の松元と申します。今のご質問にお答えをさせていただきます。

申し上げるまでもありませんけれども、この敬老パス制度につきましては交通事業者の協調制度、言いかえますと共同事業的な制度でございます。したがって、交通事業者の理解と協力というのが不可欠でございます。

私どもはこれまで交通事業者と鋭意協議を続けてまいりました。そういう中で、今回の見直しの内容が、利用者の方々に一部自己負担をお願いすること、それからまた合併後の新市域にも適用していくということ、交通事業者自体が今、検討しておりますICカード化を活用すること、こういういろいろ検討しなければならない、従前にはない協議事項が多岐にわたっております。

こういう中で、先般、交通事業者と協議が調いまして、市当局としての方針を固めたところでございますが、なぜ11月1日を目途かということにつきましては、ただいま申し上げましたICカードシステムの開発というものに非常に時間がかかります。そういうことを考慮しますと、11月1日を目途としたところでございます。

それから、その間の経過措置的なことは考えられないのかということもございましたが、合併調整方針で確認をさせていただいているとおり、見直し後の制度を適用するまでは現行どおりでいくということも確認されておりまして、そういうことでこの敬老パスの見直し後の制度については考えているところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 今、事務局の方からご説明申し上げましたが、それについて何かございませんか。

○盛満委員 ただいま答弁をいただきましたが、余りにも答弁が簡単ではないかと思っております。

我々は、先ほども多丸委員の方からありましたように会長を信じてきたわけですが、交通事業者との話し合いとかICカードの準備作業は、期間をとっても十分足りる期間があったのではないかと思っております。

11月1日の合併というのは3月に決まっているんだから、余りにもその間の業者間の、何回されたかわかりませんが、そういったことで遅れをとるとするのは市の対応が悪いのではないかと思っております。わかっていたんじゃないんですか、11月1日は3月の時点で。今さら業者と話し合いがつかないとか、ICカードの作業が遅れるとか、そういったことじゃ我々はちょっと納得いきませんよ。その辺はどうなんですか、どういう審議をされたんですか、審議の内容をお聞かせいただきたいと思えます。

○松元鹿児島市福祉事務所長 先ほども申し上げましたが、この制度は協調制度でございまして、交通事業者の理解と協力が不可欠でございます。これまでも長年この制度を運用してまいりましたけれども、そういうお互いの信頼関係の構築の上に立ってこの制度を運用してきております。

そして先ほども申し上げましたとおり、今回は制度開始以来と言ってもいいぐらいの大きな見直しの内容も、私ども行政当局もですし、交通事業者においてもそういうことを感じながら協議を重ねてきた経過がございまして、やはりスタート時点でお互い理解できる十分な協議が必要だったと私どもは思っておりまして、そういうことで先ほど申し上げた

内容の結果になっているところでございます。

○赤崎議長 議長が余り発言すべきでないと思いますが、きょうは会長というよりも鹿児島市長という立場で私の方からご説明を申し上げます。

この新しい制度は、先ほど申し上げたように私どもの案としては、けさの新聞にもありましたように、利用者、行政、交通事業者、それぞれ3分の1ずつ負担をしていただくという考え方の新しい案を今、市議会に報告をしてあるところです。

したがって、お年寄りの皆さんに3分の1の負担をしていただく場合に1人1人、180円の場合は60円、あるいは割り切れない例えば220円の場合は70円と釣りが来ると、そういう場合にそれを一々出すというのはもう大変なことであるし、逆に負担をかける。あるいはまたその計算等に時間がかかってバスの時間が遅延をしてしまう、交通渋滞を来すということがありますので、これはあくまでもICカードを利用するということが、利用できるということが前提にあるということをもまず1つ申し上げておきたいと思えます。

そのICカードは、これはバス事業者、これを取りまとめるバス協会の方で、我々鹿児島県のバス協会・バス事業者はICカードを導入するということをもまず決めていただかなければならない。バス協会としても恐らく10億円近い負担をされてやる。そしてこれは平成16年度の国庫補助事業に認めていただいて、そして国が助成をする。鹿児島県も助成をする。そしてまたそれぞれバスの通っている県下の全市町村も負担をするということがあってはじめて、国の補助事業によるICカードの導入ができる。まずこれがやっぱり決まらなければいけないという面があったわけです。

それから、それをバス協会で決めていただいて、「よし、ICカードを導入する」ということを決めていただきましたので、我々は間髪を入れず、そのICカードの上に鹿児島市の敬老パスのソフトを乗せてくれませんかということでその協議をしてきて、結果としては時間がかかりましたけれども、私が見る限りにおいては、恐らく10回やそこらを超えるバス協会あるいは各バス事業者との協議を事務局もやって、まさに精力的にやってきました。

それで、まずバス協会自体のソフトのICカードをつくる。そのICカードに鹿児島市の敬老パスのソフトを加えると、そういうことでありましたので、2つの期間が要するというので、私も事務局にできるだけ早くやるようにすべきではないかということで指示もし、また今まで検討もしてまいりました。

先ほど来、各町からおっしゃったご要望のお気持ち、これはそのまま私も理解ができます。そしてまた、本来でありますと合併のときから、あるいは新年度あたりからできればそれが一番よかったわけですが、それができなかった。決して事務局もふらちをしていたわけでもないし、またいろんな手続き等をやっけてきょうに至ったわけです。そしてつい最近、市議会に対してこれを提示いたしました。

今までは、ご案内のように合併協議会にかけて、結論を出さずに持ち帰って、それを特別委員会に報告をするというシステムでしたけれども、これはあくまでも鹿児島市の従来の敬老パスがベースになり、そしてそれを改善するという形でやりますので、これだけは皆様方にもお諮りをして、市当局と市議会というところでまずやって、それを合併協議会に諮るといふ、これだけは特別の手続きをやっけてまいりましたので、今、市議会にそれをお願いしてあるということでございます。

したがって、これはもう鹿児島市だけでできることでなくて、バス協会の協力も得なければいけないということになって、先ほども首長会でも大分私もおしかりも受けましたし、また首長の皆さんのお気持ちも私にはよくわかりますというご答弁をいたしたところでございますが、そういう事情にあることをご了解いただきたい。

そしてまたバス協会としても、国の補助事業に乗せられなければやっぱりバス協会の単独としてはこれはできないと、負担が余りにも大き過ぎると。ところが、国に対しては、ＩＣカードの事業に対するものすごい数の要望が全国からやってきた。

その中で、私自身が九州の運輸局長にも２回会いまして、これは普通のＩＣカードと違うんだと、我々合併についての敬老パスの成否がかかっておるので、ぜひひとつ１６年度で一番早い機会に認めてもらわなければ困るということ、１回は九州の運輸局長のところに行き、それから１回は運輸局長が鹿児島に来たときに私をご訪問いただきましたので、２回にわたって私の方からは運輸局長にも要望いたしました。また、当時の本省の自動車局長が鹿児島出身の人でしたので、その人にも私は直接会って、ぜひひとつ頼むと。また国会議員の力も借りて、このＩＣカードを鹿児島県のバス協会に対して真っ先に補助を認めてくれという努力もいたしました。

その結果、ようやく決まりまして、それを受けてそれからバス協会が、それでも相当な負担がありますし、また県も何億円かの負担をしないといけないということで、市長会あたりからも県に対しても、ぜひひとつ県の補助も出してもらいたいという運動等をしながら、ようやくＩＣカードが決まった。



そしてそれに対して、このＩＣカードというのも、私が聞きますと、バス協会がやるか、鹿児島市がやるか、あるいは個々の交通事業者がやるかといろんな非常に細かい協議があって、ようやくバス協会の完全なご理解が得られた。それがないと市の案もつくれないわけですから、案をつくって、当然前もっての予備検討はしておりましたので、やって今日に来たということでございますから、結果としては、合併と同時に全市民、全地域の住民にいわば平等にといいたいでしょうか、そのままできないことはこれはもう申しわけありませんけれども、そのことについてはもうふらちをしていたとかどうかということではないので、ご理解いただきたいと思います。

なおまた、この合併については私どもも、例えば合併をした年は今までどおりやるとか、１年間は今までやってきた各町の制度をそのままやるとかという、できるだけ急激な変化を来たさないように、それぞれやっぱりいろんな政策にしても、旧来の１市５町全部の中では差異のある対応もしているわけですから、これだけがそういうことではないというふうにご理解をいただけたらと思っております。

おっしゃる気持ちもわかるし、また私もそれを一番の基本に置きながらやってきたつもりですから、そういうことをご理解いただけたらと思っております。

以上、私の方から、少し出過ぎた説明であったかもしれませんが、ご説明申し上げておきたいと思えます。

○竹ノ下委員 この優待パス券の問題については私たちもその当事者なんですね。船を持っているあるいはバス事業を持っている当事者なんです。それについては、鹿児島市の制度を見直すと、これが前提で合併時まで決定するという方向が調整案で確認されて、今日までその努力されてきて、その結果、市長が今いろいろおっしゃったように、３者が負担し合うというスタンスの中で一番問題は、負担を明確にするためにはＩＣカードによってきちんとした料金の設定なりあるいは利用者がしやすい方向の導入を含めて、この優待パスの問題については進めると。そういうことで大変ご苦労されて、ようやく業者の負担が了解をされて提案がなされたと、整理がされたと、このように思っているところであります。それはそれで、導入については、きちんと負担を明確にすると同時に利用者がしやすい方向ですという方向はそれでいいと思います。

ただ、取扱いを１年先に延ばすと。従来の取扱いということになると、桜島町の今までの制度もそのまま適用されると。もちろん鹿児島市にも適用されるということになるわけですが、そのときに私たちはもうそれについては、当事者の経営者ではあるけれども、

11月1日からはもう関与できないわけですね、失うということになりますので。

ただ、市長がかねがね「合併してよかった」と、そういういわゆる実感を得られるものをしようじゃないかということで、私たちも長年の歴史に幕をおろしたわけです。同時に、これは終わりではないと、新市に向かって、新たな夢、創造の歴史の始まりだと、こういう大きな夢と期待を、不安を持ちながらそういう希望を託しているわけでありまして、そういう中で合併の協議会の廃止議案もまだそのまま、そしてまた負担がどうなるかということも、一定の方向は出たけれども1市5町の取扱いが違うと。これではどうか。

私は、11月1日に同じく市民権を得るわけですから、平等だと。その取扱いは基本的には平等でなければならない。それは旧の人と新しい人と権利が違うわけじゃありませんから、市民権を得たと同時にその受益は平等でなければならない。そんな差別をしてはいけないと私は思っています。

桜島フェリーもしかりであります。ただ、問題は、6万人を超える新たな負担が生まれると。これはもう当然そういう経過をして結論が出たのであれば、それはその負担を当然確保しなければならない。私は気持ちよく1市5町が市民権を持って、鹿児島市のバスも電車も桜島フェリーも、桜島の町営バスもそれを機に同じように利用ができれば、そしてさらに5町の交流の始まりがそのことによって、1年間従来の制度そのものを5町に適用すれば、これは大変喜ばれることであるし、またその感激は大変ありがたいものだと、違うと思うんです。「ああ、よかった」と実感がわくと思います。

私は、そういう市民権の差別をしてはいけないと、基本的に。そういう観点から、まずそれが基本的なこと。それから、5町が合併するんだから、「ああ、おれたちも市の制度、桜島町の制度を11月1日をもってその制度の恩恵にあずかるんだ」という、そういうやっぱり喜びの実感というのがスタートからあればもっといいなあと、期待も持てて和やかでいいなと思っているわけでありまして。

どうかそういう気持ちで、これは結論が出ないと思いますけれども、基本的にはそういうものを踏まえて、どうか市議会の場でご審議いただければ大変ありがたいと。私は、遅れたとか遅れないとかと、そういうものは議会の基本的な権能に基づくことでありますのでそこまでは申し上げません。ただ、私たちが5町の気持ちとして、そういう整理の方向でされたら大変ありがたいと、この気持ちを込めて要請を申し上げたいと、このように思います。

以上でございます。

○赤崎議長 先の4人の皆さん、今、竹ノ下町長のご発言、それは私もそのとおりだし、受け入れなければならないことだと思いますけれども、現実には私が申し上げたようなことでありますので、ひとつまたそれをご理解いただきたいと思いますっております。

○追立委員 実は私、きのう75歳以上の高齢者の方とお話ししたんですが、私ども喜入は鹿児島交通です。「鹿児島市民になって、11月からよかったな」と、「私は谷山まで行って市電に乗れる」と、「鹿児島交通が使えるじゃない」と、「いや、あれは時間がかなりあいているので、やはり時間が短い」Rを使って谷山まで行って、それから市電・市バス、もしくは五位野まで行って市バスが使える」と、こういう話をしました。やはり高齢者の方々は知っているんですよ。

です。ですので、もし民間の会社がまだ適用できないということであれば、少なくとも市電・市バス、やはり鹿児島市が運営するこれだけでも使えるような方向性を早急に11月1日から検討していただきたいと思います。私は思っております。

○赤崎議長 敬老パスは民間と公営を区別するというはしておりませんので、これは全く同じにやっていかなければいけない。今、追立委員のおっしゃったことは、気持ちはわかりますけれども、またそのとおりだし、大変申しわけないなという気持ちもありますけれども、現実にはそういうことをご理解をぜひひとつ賜りたいという気持ちですね。

○多丸委員 ICカードシステムの関係で11月になるというような執行部の説明がございましたけれども、今までも時間があったし、これを前倒しして少しでも早い時期に実施できますように、これはもう要望として出しておきます。

それともう1点、先ほど説明がありましたけれども、この議案については今、市議会に案を示してあるということで、市議会の結論が出ていないわけですね。決定していない状況の中で我々も住民に説明ができないと、協議会があってもですね。会長さんの方からも、先ほど最終回になるかもしれないというようなあいさつもございましたけれども、ここについて市議会が結論が出たときにどのような方向で説明されるのか、再度協議会を開かれるのかどうか、そこら辺についてお伺いいたします。

○成清幹事長 私の方からお答えいたします。

お質しのよう、先ほどまた会長の方からも申し上げましたが、現在、市当局の案というのを市議会の方にお示しいたしております。そして今現在、市議会の方で論議が始まっているところでございますが、いつこの結論が出るかということにかかわってこようかと思っておりますが、結論が出ましたならば私どもはその時点で、まだ幹事会あるいは協議会等が

存続しているとすればその機関を通じて、もしそれ以降にそのような結論が出るとしますと、私どもは行政当局として60万市民のすべての皆さん方に周知していくような方法を考えているところでございます。

○赤崎議長 多丸さん、よろしゅうございますか。

○多丸委員 5町の方々は、先の議会で廃止議案についてももう議決をしているわけですよね。それについては「合併までに決定する」ということを我々は前提に、それを信じて議決もしているわけです。そこら辺も十分踏まえて、今後、早急に結論を出していただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○盛満委員 同じことですので、つけ加えて意見を述べさせていただきたいと思います。

我々も10月31日まで、その後に出たときには60万市民に何らかの方法で周知すると言われましたけれども、それじゃちょっと我々は納得しませんよ。これを延期してまでもどうにかしてもらいたいというのが我々、この前の特別委員会でもぜひそういうことは協議会を続けてほしいというのが特別委員会でもありました。これは非常に無責任ですよ。合併協議会を存続して、みんなが納得して、1市5町が納得した上であるのが当然じゃないの。こういった言い方をされれば、我々は町民にも、議会にも、まだ31日までは我々任期がありますので、説明はできませんよ。ぜひこの協議会を存続するような形でみんなで話し合えばいいんじゃないですか、対応をすれば。そういうことは考えていないの、その辺をちょっと。こういうことまで考えてもらわんと困りますよ、我々は。

ただ、10月31日の期限が来れば、はい解散というそんなことじゃ、協議会の項目は済んでいないがね。納得しませんよ、きょうは。

○成清幹事長 合併協議会での合併調整方針というのは、これは真摯に協議をされて結論が出たものでございますので、私どもといたしましてもこれを誠実に履行していくということは、大変尊重していかなければならないと思っております。したがって、この敬老パス問題につきましても、合併時までにその結論が得られるように最大限の努力をしてまいります。

しかしながら、その結論が、私どもの期待に沿えない形で10月末までに結論が得られないといたしましたならば、これは新市の中で協議していく必要がございます。11月1日以降になりますと、これは法律的な手続きになるわけでございますが、合併協議会というものが「1市5町が協議をする機関」ということございまして、この合併についての総務大臣告示がもう既になされておまして、これは11月1日には合併をするという法

的効力は発生しているわけでございます。

したがって、11月1日には5町という形がなくなりますので、これは新市の中で協議をしていかなければならないと思っておりますが、これは合併協議会の途中で議論もいただきました、それぞれ「地域まちづくり会議」あるいは「かごしままちづくり会議」、こういったものも設置する予定でございます。特に5町の方には、それぞれ「地域まちづくり会議」というものを置きまして、それぞれのまちづくりあるいは課題等について自由闊達に論議していただく場にしようと考えております。

そういう場でのご議論、こういったものも参考にしながら、新市の議会あるいは当局の協議の中でできるだけ早目に、速やかに結論が得られるように努力をしてみたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと存じます。

○盛満委員 10月31日までに結論が出た場合には、合併協議会を再度開かれるのか。

○成清幹事長 現時点では、その結論についての合併協議会を開催するという考えは持っていないところでございますが、その結論につきましては、合併協議会の下部機関でございますが、まだ幹事会、首長会等でございます、そういったことを通じて1市5町すべての住民の皆さん方に周知ができるように努めてまいります。

○盛満委員 現時点では考えていない。考えていないじゃないですよ、おかしいがね、31日まで我々は任期があるんだから、協議会を開いてもらわなきゃ困りますよ。一番大事な部分ですがね、我々5町にとっては、合併するときに。

先ほどからいろんな話が出ていますけれども、町民各位がみんな期待をしていたのが一番後に遅れたから、我々はこういったことを申すんですよ。一番後に、きょうに持ってきたから申し上げるんですよ。

会長、そういう考え、やっぱり同じですか、ちょっと考えを。おかしいがね、しないで。

○赤崎議長 2つあると思います。

まず、ご案内のように鹿児島市議会の合併協議会廃止の議案についての結論がまだ出ておりません。これが出た場合にどうするかということは、これは首長会で協議して最終の結論を得るということになっておりますので、それは首長会に諮って、出た時点で協議していくということになります。開こうとか開かないとかいうのを幹事長が言える立場ではありませんので、これは首長会で協議するというのが法律上の手続きですから、それをいつ協議して、いつ廃止するかということは首長会で決めてまいります。

それから、今、盛満さんからいろいろご発言がございましたが、結果としては、11月

1日までに結論を得るに至らなかった、あるいはまた実施するとすれば来年の10月ごろが1つのめどだと。それから多丸委員がおっしゃったように、それは当然、10月が9月になり8月になるようにこれから最大の努力をするというのは当然のことですから、その努力はしていきたい、また、していかなければいけないと思います。それはうちの議会の手続き等が全部終わった場合ですね、そしてまたバス業者との協議が行われた場合には、そういう努力を我々はしていくということは申し上げておきたいと思います。ただ、その前にまだまだ踏むべき手続きがありますので、それを踏んでやっていかなければならぬと思います。

ただ、盛満委員のご意見の中にもありましたように、私もまたいつも申し上げておりますように、これはお互いの信頼の上に立って今まで協議をしてきて、たとえ協議会があるうと解散をしようと、それは新生鹿児島市を引き継ぐ我々、特に私も12月22日まではまだ任期がありますので、また私がやめた後は新市長が出てくると思いますので、それは当然そういう気持ちでやっていかなければならないし、そしてまた合併したら一体化を図り、そしてとりわけ5町と旧鹿児島市との格差を解消していく努力を最大限やっていかなければいけない、一緒になってやっていこうという気持ちは、これはもう十分持っているわけですから、そのことについてやっぱり信頼していただきたいと思います。

また、協議会で諮れる状況であれば、それはもう当然協議会に諮っていくというのも前提でありますけれども、そういうお気持ちでやっていただきたいと私は思います。

何かありますか。

○盛満委員 もう1点だけ確認しておきたいと思います。

現行の市の制度を来年10月までか早い時期に現行の制度を5町にも適用することを再度市議会には提案してあるのか、もう決定をしたのか、今後論議をする場があるのか、その辺をちょっとご説明いただきたいと思います。

○赤崎議長 それは先ほどご説明申し上げましたように、新制度ができるまでは、1市5町のこれまでの古い制度をそのまま実施していくということはもう基本方針で決めてありますから、新制度以外に今の鹿児島市の制度とかそういうものを5町に実施し、敷衍をしていくことは全く考えておりません。それが当協議会の決定の基本方針ですから、それはやっぱり守っていかなければいけないと思います。

○追立委員 再三申し上げますが、私どもここに合併協議会に出ている5町は全部失職なんですよ。どこで意見を言って、どこで旧町の町民を説得できるか。

今、話を聞くと、鹿児島市議会、ここに委ねるしかないんですよ、ここに。平等というのは、合併で平等なんです。そういうことで我々は進んできたんですよ。それが、もうあと2週間足らずで鹿児島市民じゃないんですよ、扱いが。だから、何度も同じことを堂々めぐりでも申し上げているわけです。

やはり鹿児島市民になるというのを、市長が「力を合わせて喜びを分かち合う」と、当然我々もきょうの会議は喜びを分かち合えると思っておりました。たった1つです。このところはしっかりと11月1日までの間に取り残しがないように解決してくださいよ、何で来年になるんですか。

○赤崎議長 今、追立さんのお話ありがとうございました、これは鹿児島市議会に委ねるとか鹿児島市議会がどうこうじゃなくて、当然、新市の執行部である私も鹿児島市の執行部の問題ですので、そのことはきちっとご理解いただきたい。そしてまた執行部の責任において市議会とよく協議をしながらやっていくということでもありますから。

それから、気持ちはそういう気持ちに変わりはない。また当然、それなくして合併はないわけですから。ですけれども、現実としてそういう方法しか、もうここに来てとれない。そうしたときには皆さんにやはり、「信頼の上に立つことはできない」とおっしゃればそれはもう仕方がないとしても、私はやはり今まで私もご説明してきたそのことを了としていただいて、我々が合併までにそれを実施できなかった、これは鹿児島市の当局の1つの力不足もあったかもしれませんが、ＩＣカードというのが、例えば去年このＩＣカードの事業を国が実施してくれればよかったかもしれませんが、ことしの一番最初であったにもかかわらずそれしかできないということですので、そのことはご理解いただきたい。

そしてまた今、追立さんが私の言葉を引用されましたけれども、私が「喜びを分かち合う同じ気持ちになって」という気持ちは変わらないわけですから、その上に立って、いかに我々が努力をし、また皆さんにかけるご迷惑をいかに少なく、短い期間にしていくかという努力をすることは先ほど申し上げているわけですから、そういうふうなひとつご理解をいただきたいと思います。

○竹ノ下委員 遅れることは、今、市長がおっしゃったようにＩＣカードの導入ということが大きな前提なんです。それを導入するということが、業者も、我々も負担が明確になった。今までは見込みだった、これだけおおよそ利用されるであろうと、予算の上で。しかし、それがもうきちんとその負担が明確になると。そういう点で、これはもう全国的な流れでありまして、それを導入するという前提で、負担もそれじゃきちんとしようじゃない

かということでありますから、その導入がすぐいかんと。また、この決定がなされないとそれをまた追加して組み込まなければならない事情等を考えると、即実施できないということでは遅れると、決定が遅れる。その間の取扱いをどうするかということが大きな問題だと思っわけです。

それが合併時までには結論を得るということができなかつたわけですから、その取扱いをICカードの導入を含めて先に延ばさなければならぬという事情が変化したわけですから、それはそれで私は今すぐやらなきゃいいというもんじゃなくて、ただ、11月1日に実施するに当たっては、1日に新たな5町の市民権が得られる住民に対しても等しい取扱いをすべきだと。

そしてまた私たちが今現在では、それは制度の改正は市の条例ですけれども、現に合併方針に基づいた方向で納得しているわけですから、今でも私たちは交通事業を運営している当事者なんですね。当事者の気持ちから言うと、やっぱり同じ取扱いをして、そして11月1日から市がそういう取扱いをすれば5町もして、そして新たな交流が、喜ばれる交流が、桜島、鹿児島市とそんな交流が盛んになることが一番大事なことでありますので、そういう意味で、今後、市の当局あるいは議会で審議される場合については、そういう平等な取扱いのスタンスはきちんとその方向でご審議していただければ大変ありがたいと、この気持ちを強くお伝えしたいと、これでございます。

○赤崎議長 おっしゃるとおりで、それにはもう一言もありません。おっしゃるとおり。

ほかはございませんか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、先も申し上げたように、皆様方のおっしゃることはもう万々重々理解ができるし、そのとおりだと思います。そういうお気持ちは踏まえながらこれから対応してまいりたいと思いますので、このいわゆる敬老パスにつきましてはそういうことでご了承をお願いいたしておきます。

○上門委員 いろいろご意見をお聞かせいただいたんですが、私どもは合併方針に基づき今後とも議論をしてまいりたい。というのは、もう先ほどから出ておりますけれども、現行制度の見直しから入っているもんですから、そのところを私ども鹿児島市民にもご理解をいただきながら、今のこの案をどうするのかというのから入っておりますので、その議論をして一定の結論を出し、それが1つの方向性が見出せるものと思っておりますの



で、市議会としても今後とも議論をしながら、また情報発信についてもいろんな面で忌憚のない情報発信をしてみたいとそのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○赤崎議長 今、上門委員から特に発言をしていただきましたが、そういうことでひとつご理解いただけたらと思っております。

なおまた、どなたでしたか、住民に対してというお話がありましたので、これはまずやっぱり基本的には、毎月1回「市民のひろば」というのを各戸に配布しますので、公的な市民への情報提供という広報紙ですから、そういうものをまず一番重要視し、また先ほど事務局が申しあげましたように、「地域まちづくり会議」「かごしままちづくり会議」、そういうもの等の中でもよく議論していただきながらやっていきたい。かりそめにも住民の皆さんに対するお知らせや情報提供に抜かりがないようにやっていかなければいけないと思っておりますので、そのこともひとつご理解いただきたいと存じます。

合併協議会に提出した議案関係資料の修正等について

一部事務組合等の状況について

「合併後に再編する」等とした項目の取扱いについて

合併協議会での協議対象としなかった項目の取扱いについて

○赤崎議長 それでは、続きまして、お手元にお配りしてございます(1)の「合併協議会に提出した議案関係資料の修正等について」から、「合併協議会での協議対象としなかった項目の取扱いについて」までの4件について、一括してお諮りをいたします。

まず、事務局の方からご説明申し上げます。

○柿元事務局次長 合併協議会に提出した議案関係資料の修正等についてご説明いたします。

資料1をごらんいただきたいと思えます。

表題が「議案関係資料現況欄の修正等」でございます。

これにつきましては、今回の鹿児島市の第3回市議会定例会の議案審査の中で指摘があったものでございますが、合併協議会で確認されている議案関係資料に修正等がございましたので、その修正内容等の報告でございます。

1つ1つの説明は省略させていただきますが、表紙に掲げてございますように、合併

協議会に報告した後、制度の改正があったもの。 合併協議会に報告した後、専門部会間の協議において所管が変わったもの。 合併協議会に報告した後、平成16年度予算において数字等が変更されていることが判明したもの。 基金について、平成13年度末の現在高から16年度当初予算における現在高に変更して数字をお示ししております。

その他2件ございます。

資料についてはお目通しをお願いしたいと存じます。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。

5町の公の施設の関係でございます。

合併協議会の方には、資料の左側上の1ですが、平成13年度末の状況で合計で263とお示ししておりました。その後、新設・廃止等がございまして変更となっており、その下の2にございますように、合併に伴い5町から引き継ぐ施設は270でございます。

また、右側にございますように、引き継ぐ際に地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として位置づける施設が205、下の表ですが、公の施設としては位置づけられないものが65でございます。

次に、一部事務組合等の状況についてご説明いたします。

資料3をごらんいただきたいと思います。

一部事務組合等につきましては、桜島町を除く4町が関係しておりますが、前回の第18回合併協議会において、「それぞれの町が加入している一部事務組合等を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐものとする。脱退に伴う一部事務組合等の規約変更及び財産処分等については、各町において組合構成団体と協議の上、合併時までに議会に提案するものとする」との報告をいたしたところでございます。

その後、各町及び構成町におかれましては、それぞれ議会での議決、県への手続等が終了しており、その状況の表でございますのでお目通しをお願いしたいと思います。

次に、「合併後に再編する」等とした項目の取扱いについてご説明いたします。

資料4をごらんいただきたいと思います。

合併協議会で確認されました調整方針において、調整方針が「合併する年度の翌年度に新たな制度を再編する」あるいは「合併する年度の翌年度までに調整する」「合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する」などとした項目が39件ございます。

これらの取扱いについては、合併後の新市において、鹿児島市議会の方に報告する中で対応していくこととなりますので、ご報告申し上げます。

次に、 ですが、資料はございませんが、合併協議会での協議対象としなかった項目の取扱いについてご説明いたします。

合併協議会では、676の事務事業について協議対象とし、これまで協議を行ってまいりましたが、合併協議会での協議対象としなかった項目の取扱いについては、鹿児島市議会に報告し、対応していくこととなりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方からご説明申し上げましたが、何かご意見なりご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

○上門委員 ただいま事務局の方からるるご説明を申されましたが、このことは、私どもの合併特別委員会でいろんな形で議論をしながら、当局の方にも理解をしていただき、きょうの報告になったというふうに理解をしております。

と申しますのは、合併協議会廃止後、11月1日までに残された課題は何なのか。今度は11月1日以降、合併後にいろんな課題はどういう形で整理するのか等々をまとめた資料でございます。このことを私どもは合併特別委員会で今、議論をしているという状況でございますので、ご理解いただきたいと。そしてそのことを5町の皆さん方に発信をしたいと、そういうことでございます。

それと、(2)の合併協議会の廃止の議案を今、鋭意審査中でございます。このことにつきましても、ただ、廃止議案を、終わるから可決するというそういう状況ではなくて、こういったもろもろがあるから、5町に発信をしながら、そのことを確認をとった上で廃止議案の一定の方向を見つけようということで、議会はいろんな形で論議をしておりますので、そのところは各町の皆さん方はご理解をいただきたいとそのように思っていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

それでは、今、上門委員の方から議会の立場からの説明もしていただきましたが、それも含めて何かご質問等ありましたら。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、この4件につきましては、ただいまご報告申し上げ

げたとおりでございますので、ご承知おきをお願い申し上げておきます。

上門委員はちょっと所用のため途中退席をされます。

どうもありがとうございました。

[ 上門委員退席 ]

## ( 2 ) 鹿児島地区合併協議会の廃止について

○赤崎議長 続きまして、「鹿児島地区合併協議会の廃止について」、事務局の方からご説明申し上げます。

○柿元事務局次長 ( 2 ) 鹿児島地区合併協議会の廃止についてご説明申し上げます。

資料5をごらんいただきたいと思います。

先ほどからいろいろお話が出ておりますが、1市5町における合併協議会廃止議案の審議状況でございます。

合併協議会の廃止の法的な手続きについてご説明させていただきます。

1市5町のすべての議会におきまして可決がなされますと、その後、首長協議におきまして法に基づく協議を行い、協議書を締結した後に、合併協議会の廃止の告示を行うとともに、県知事に対して届出を行うこととなります。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局からご説明申し上げましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

[ 「なし」という者あり ]

○赤崎議長 それでは、特になければ、鹿児島地区合併協議会の廃止につきましては、そういうことでご承知おきいただきたいと存じます。

先ほども申し上げましたように、具体的手続きについては、鹿児島市議会の議決があった後、首長会で協議をすると、そういうことで進めることになろうかと思えます。

## ( 3 ) 平成16年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算(見込み)について

○赤崎議長 次は、報告事項の最後でございますが、「( 3 ) 平成16年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算(見込み)について」、事務局の方からご説明申し上げます。

○柿元事務局次長 ( 3 ) 平成16年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算(見込み)に

ついでご説明いたします。

資料6をごらんいただきたいと思います。

表紙をあけていただきまして、1ページをお願いします。

歳入決算見込みでございますが、歳入には、1市5町からの負担金、前年度からの繰越金、諸収入がございます。

一番下の合計で申し上げますと、予算現額2010万円に対しまして、収入済額は2021万5913円となっております。

右側の2ページをお願いいたします。

歳出決算見込みでございますが、事業費と事務局費がございます。

一番下の合計で申し上げますと、予算現額2010万円に対しまして、支出済額が1249万9405円、今後支出見込額が298万9389円で、不用額461万1206円の見込みとなっております。

表の枠外のところをごらんいただきたいと思いますが、歳入決算見込額から歳出決算見込額を差し引きますと、残高見込額は472万7119円となる見込みでございます。

なお、決算につきましては、10月29日に協議会の監査委員の方に概況説明をいたしまして、10月31日に会長の報告へ、委員の皆様には文書で通知することとしております。

以上でございます。

○赤崎議長 何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、平成16年度の当合併協議会の歳入歳出決算につきましては、決算監査等の取扱いも含めまして、ただいまご説明申し上げたようなことで今後進めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのような取扱いにさせていただきます。

以上で、会議次第の3、報告については終わりました。

## その他

○赤崎議長 次に、会議次第の4、その他に入ります。

事務局の方から報告事項が1件あるそうでございますので、お聞き取りいただきたいと存じます。

○柿元事務局次長 本日は、この合併協議会終了後、委員の皆様に対する感謝の意を込めまして、ささやかではございますが、昼食を準備させていただいております。

委員の皆様におかれましては、協議会終了後、この会場の隣の昼食会場の方にご移動くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○赤崎議長 それでは、そういうことでございますから、ぜひひとつ昼食をお召し上がりいただいて、またそこでもいろいろご意見等をお出しいただきながらお願いを申し上げたいと存じます。

以上で、本日予定いたしました会議の案件につきましては終わりましたが、ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

## 閉 会

○赤崎議長 それでは、特になければ、これをもちまして第19回の協議会を終わらせていただきます。

いろいろと大変慎重な、またご熱心なご意見をいただきました。私どもの今後の合併後の新しいまちづくりをしていく上についての参考にさせていただきたいと思ひますし、また皆様方のご意見を尊重しながらできるだけやってまいりたいと思っております。

そういうことで、またこれからそれぞれ皆様方は、それぞれの地域の最高のリーダーとしてこれからもしていける方々ばかりでございますので、そういう点でのお力添えもいただきたい。そして結果、1つ1つは別としても、気持ちとしてはすべてが一緒になってやっていく、特にやはり5町の都市基盤等の格差があるとすれば、できるだけそれを早く縮める方向で一体化しながらやっていくということを考えていかなければならないと思っております。

ぜひひとつ新市を信頼していただいて、その信頼の上に立ってこれからやってまいりた

いと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

本日は、本当にありがとうございました。

午後0時30分閉会